

○議事日程（平成31年 3 月19日第 2 日）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大 橋 三 男

○出 席 議 員

1 番	北 倉 義 博	2 番	岩 永 義 仁
3 番	長 澤 龍 夫	4 番	大 橋 三 男
5 番	三 田 正 敏	6 番	吉 田 太 郎
7 番	早 崎 百合子	8 番	野 村 永 一
9 番	田 中 敏 弘	10 番	松 永 民 夫
11 番	林 輝 見	12 番	青 山 貞 一
13 番	水 谷 久美子		

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	柏 渕 裕 昭
教 育 長	並 河 清 次	総 務 部 長	田 中 信 行
総務部総務課長	中 島 恵 美	総 務 部 企 画 政 策 課 長	川 地 憲 元
総務部税務課長	西 川 敏 明	住 民 福 祉 部 長 兼 健 康 福 祉 課 長	久 保 寺 利 明
住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長	伊 藤 幸 広	住 民 福 祉 部 子 ども 課 長	川 口 智 也
住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長	渡 辺 章 博	産 業 建 設 部 長 兼 水 道 課 長	田 中 一 也
産 業 建 設 部 課 長	前 田 勝 治	産 業 建 設 部 農 林 振 興 課 長	松 岡 弘 泰
産 業 建 設 部 企 業 誘 致 ・ 商 工 観 光 課 長	大 倉 修	産 業 建 設 部 建 設 課 長	高 橋 正 人
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	野 村 博 治	教 育 委 員 会 事 務 局 長 兼 ス ポー ツ 振 興 課 長	佐 藤 嘉 但
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	田 中 隆	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	古 川 一 夫

消 防 長 三 和 隆 夫

消 防 総 務 課 長 廣 澤 幸 雄

警 防 課 長 三 輪 則 夫

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 藤 田 勝 彦

議 会 事 務 局 書 記 稲 川 諭 実 彦

(開議時間 午前 9 時 30 分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

平成31年第1回養老町議会定例会を開催するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。傍聴者の皆さんも御一緒をお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、議員は全員出席でございます。

なお、執行におきましては、吉田消防次長が公務のため欠席をしております。

また、本日の会議の状況をケーブルテレビによる録画放映のため、CCNet係員の議場への入場及び収録を許可いたしました。

ただいまから平成31年第1回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(大橋三男君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

養老町議会会議規則第127条の規定によって、5番 三田正敏君、6番 吉田太郎君、以上を指名いたします。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、4名の議員から質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

最初に、10番 松永民夫君。

○10番(松永民夫君) 発言の許可を得ましたので、通告に基づき、質問をいたします。

まず1つ目、大型商業施設誘致の進捗状況についてであります。

8年ほど前に、三重県のスーパーサンシさんが池辺地区の国道258号線沿いに進出をする要望がありました。事業者はもとより、地域、行政、議会も一丸となって国や県へ陳情をいたしました。

私の平成23年6月定例会の一般質問において、その答弁は農林水産大臣の許可が必要であり、今の段階では非常に困難であるという答弁でございましたが、町としては、実現できるよう努力をしていきたいということでございました。

3年ほど前に農地法の改正があり、大幅に規制が緩和をされました。一気に農地の転

用及び開発許可が進み、スーパーサンシは、平成29年2月28日に農地転用と開発許可が同時に認可をされました。

また、サラダコスモについても、平成29年9月5日に農地転用と開発許可が認可をされました。

この2者の進捗状況及び事業計画はどのようなになっているかを質問いたします。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 松永議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まずスーパーサンシについてでございますが、瑞穂地内の約11万2,000ヘクタールの敷地において、スーパーマーケットやホームセンター、家電量販店、衣料品販売店、飲食等が出店する複合型の商業施設を整備する計画とのことで、平成29年2月に農地転用等の許可を受けたものでございます。

当初の事業計画では、同年7月には事業に着手し、その後建設工事にかかる計画となっておりましたが、許可日から2年余りを経過した今日においても、いまだ事業が行われておりません。

町では、進捗状況をこれまで何度も確認しておりますが、地権者はもとより、地域からの期待も大きいので、早期にオープンできるようテナント等の募集及び出店の交渉をしているところであるとのことでございました。こうしたことから、町といたしましては一日も早く事業に着手されるよう働きかけていくとともに、事業そのものの内容が固まった段階において必要となる開発許可や農地転用に係る変更手続について問い合わせがあった場合は相談に応じ、迅速に許認可されるよう指導してまいりたいと存じます。

また、対象農地の管理につきましては、農地転用の許可を受けた時点において、農地の使用収益権は所有者から転用事業者に移るものと考えられることから、転用事業者において、農地を適切に管理する必要があるものと思われまます。

2番目のサラダコスモについてでございます。

サラダコスモにつきましては、今月22日から土地造成など事業に着手され、来年3月末までに工場の建設が完了するとお聞きをいたしております。

なお、現在、土地利用計画が一部変更になるに伴い、開発申請については土地開発許可変更申請を行っているほか、農地転用許可申請についても事業計画変更承認申請を行っております。こうした申請につきましても直ちに認められるものと思われまますが、町としましても、今年度においては、国の補助金を活用しながら当社が行う施設整備や商業業務用加工野菜の栽培を拡大する農業者に対する支援を行い、農地の育成に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再質問をいたします。

スーパーサンシの事業は、先ほど町長の答弁にもございましたが、相当おくれておるということで、町のほうも早く事業に着手するように要望していくということでございましたが、これがもっとおくれるということになると開発許可等の関連、これは法的にどのようなになっているのかをお尋ねいたします。

また、対象農地は13万平米を超える用地でございます。またその中に養老町の道路、用水路が含まれておりまして、2年ほど前に養老町も町道を変更しておる状況でございますが、先ほども農転を終了した場合は、転用事業者に管理の責任があるという答弁でございましたが、今、2月の終わりになってようやく雑草の処理がされたということで、それまでは1年ほど放置をされ、農道も雑草が1メートルぐらい繁茂しているような状況で、全く通れるような道路状況ではございませんでした。地元の方からは、野生生物が繁殖して大変迷惑をしているというような御意見等も聞いておりますので、ぜひこの工事が着手されるまでの用地の管理、これはしっかりと事業者にも町のほうからも要望していただくよう、これは確認をさせていただきます。

また、サラダコスモについては、来年の3月に工場が完成ということでございますが、それぞれ変更の申請も出ておるということで、当初我々がこの事業の説明を受けた中においては、レストランや地元物産の販売もするというところで、道の駅の機能を持ったような施設をつくりたいというようなことでございましたが、このレストラン、物品販売の計画はどのようなになっておるのかを再度質問いたします。

○議長（大橋三男君） 松岡農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（松岡弘泰君） 農地転用の許可の有効期限等の事務手続等のことでございますので、農林振興課の私のほうから答えさせていただきたいと思っております。

農地転用の事業を実施することについての期限というのは、基本的にいつまでということとはございませんが、申請書に記載された事業計画に基づいて事業を実施するように指導することは求められております。

また、許可の日より後には進捗状況報告、工事が完了したときには完了報告を農業委員会に提出するというようになっております。

なお、事業計画に従って事業を行わないときには、許可が取り消しとなったり、許可に係る条件を変更するなどの措置が命ぜられるものと思われませんが、このスーパーサンシの案件につきましては、そのスーパーサンシ、転用事業者が事業を継続して実施するという意思を何回も確認させていただいておりますこともありますもので、またテナントの交渉等、そのための努力もされておるという状況でございますので、町としまして一日も早く事業に着手されることを期待しておるということでございます。

また、スーパーサンシの関係で農地の管理についてはどうかということでございますが、事業の進捗状況については、基本的には町のほうからスーパーサンシさんのほうに

問い合わせる形で、これまでも確認してまいりました。

また、農地転用許可に伴う進捗状況の報告についても、期限までに書類の提出がない場合には速やかに提出されるよう求め、その都度状況報告をしていただいております。

また今後は、その報告をいただいた際に、対象農地の管理につきましては、その農地転用の許可を受けた時点において、先ほどの町長の答弁にありましたが、農地の使用収益権は所有者から転用事業者に移るものと考えられることから、転用事業者において農地を適切に管理する必要があるということを再度伝えさせていただくように、町のほうから指導しまして、適正に管理されるよう指導してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） 私からは、開発許可のところでお答えを申し上げます。

まずスーパーサンシさんにつきまして、開発許可の失効期限があるかどうかというところでございますが、県のほうに確認いたしましたところ、特に期限はないというところを確認してございます。

サラダコスモの開発許可変更を行っておりますが、主な内容につきましては、緩衝緑地帯につきまして、サラダコスモの開発につきましては約6ヘクタールということでございまして、緑地帯の基準につきましては、500ヘクタールから15ヘクタールにつきまして10メートルを設けるという内容でございますが、今回騒音はないということでございまして、最低基準の4メートルに変更したいということで、現在その手続をしているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 最後に御質問がありました物販に関する件でございます。

私がお聞きしているところによりますと、物販、それからレストラン、そしてカルチャーといった複合施設を、まずは野菜工場を先行して建てたいと。それに続いて物販等の建物を建てていくというふうにお聞きをしております。

同時申請ではないというようなお話は承っておりますが、引き続き続きでやるということをお聞きいたしております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再々質問をいたします。

先ほど町長さんから物販の販売とレストラン等の工事については、工場が終了した後徐々にやるというようなことでございますが、これに関しての期日というか、日時というか、そういう点は町のほうへお聞きをしておるかどうか、その1点と、そしてからも

う一点は、スーパーサンシの件でございますが、ここも用途変更の申請が云々というようなことも聞いておりますが、具体的に用途変更がわかればこれをお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 物販のほうにつきましては、まずやはり主体が工場でございますので、工場をつくってからというようなことで、期日いつまでにということは、はっきりしたことはお聞きをいたしておりません。

私のほうから以上で、申しわけございませんが。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、自席答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） スーパーサンシの再質問の件につきましてお答えを申し上げます。

用途変更につきましては、現在のところ具体的なお話は聞いてございませんですが、想定されることといたしまして、テナントに関しまして当初の計画と若干違うようなお話も聞いておりますので、その辺が固まりましてからまた再度必要に応じ用途変更の開発許可の変更申請、行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 2つ目の質問に入ります。清華苑の運営についてを質問いたします。

次の4点にお答えをいただきます。

まず1点目、平成28年12月の定例会において私の一般質問の中で、清華苑の運営の答弁において、開園から20年以上がたち、式場、設備等、また家族葬にも配慮をした施設利用体系を考慮し、利用料金も含め検討していくという答弁でございました。

この2年間変化が見られないが、どのように検討されたのかを質問いたします。

2点目、清華苑の利用は年々減少しております。使用料金も平成22年の6,124万円をピークに、平成29年には4,260万円、来年度の予算は3,500万円ほどと5割近い減収となっております。

また、収支状況においても、過去5年間、工事費を含めた場合は1,000万を超えております。工事費を抜いても年間500万円ほどの赤字が出ておるのが現状でございます。

今後の清華苑の運営に対しての施策を質問いたします。

3点目、清華苑の使用料は、近隣市町と比較しても非常に高い設定がされております。西館においては23万円、東全館においては約28万円、東半館でも19万円であります。

同じ条件の海津市の天昇苑は11万円、安八、輪之内のやすらぎ苑は6万8,000円、神戸町のやすらぎ苑は8万円であります。

この件について、町長の考えをお尋ねいたします。

4点目、平成30年9月定例会において、清華苑横領事件の損害賠償金及び遅延損害金

として、補正予算において1,050万円が議決され、その後どうなっているか、結果はどうなったのかを質問いたします。

○議長（大橋三男君） 渡辺生活環境課長、答弁。

○住民福祉部生活環境課長（渡辺章博君） それでは、まず詳細にわたるところもございますので、私のほうからお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず過去の清華苑の式場の利用状況、それから収支の状況についてお答えをいたします。

式場の利用状況におきましては、平成27年度189件、火葬件数に対する利用率といたしまして53.4%、28年度におきましては171件で、利用率が46.2%、29年度におきましては181件で、利用率が47.1%でございます。

それから収支の状況、ここでは工事費を除く経常経費の収支ということでございますけれども、27年度におきましてはマイナスの452万2,000円、28年度はマイナスの817万8,000円、29年度におきましてはマイナスの435万2,000円ということでございます。

続きまして、家族葬に配慮した利用体系、それから利用料金の検討について、また近隣市町との比較して利用料が高く設定されているということについての考え方、それから今後の方針についてお答えをさせていただきます。

議員御承知のとおり、近年、葬儀に対する考え方、そしてまた利用者のニーズも変わってきて、親族や親しい友人、そして知人などの少人数のみでとり行う家族葬と呼ばれる形態が多く見られるようになりました。

また、町内におきましても、平成21年、そして平成28年と民間事業者の参入により葬儀ホールがオープンし、先ほど御説明をいたしましたけれども、清華苑式場の利用率は低下の傾向にございます。

一方では、平成7年の開苑以来、既に20年以上が経過いたしまして、火葬炉の保守、それから式場の屋根の防水工事も必要な状況でございまして、維持管理は多額の費用を要するというところでございます。

公営斎場におきましては、採算性を追求するものとは考えてはおりませんけれども、収支バランスは非常に厳しい状況が続いているということでございます。

このようなことから、使用料につきましては据え置きとさせていただきながら、さまざまな葬儀形態に対応できますよう、この31年7月より利用料金の体系を見直しまして、東館・半館の利用におきましては、祭壇の両袖段を外した場合には現行の3分の2の料金とさせていただくものでございます。

また、利用する部屋の選択によりましては、料金をさらに割安にできることなど、現行の利用体系の中で、ニーズに沿った方法により利用の促進を図ってまいりたいと存じます。

また、これまで以上に柔軟なサービスの提供を可能にするため、斎場運営等を民間事業者に委託する取り組みなど、先進事例につきまして調査・研究も進めてまいりたいと思います。

斎場は、人生の終えん場であり、御遺族の安静を願うにふさわしいところとして、今後ともその思いに寄り添った養老町斎苑・清華苑の運営に努めてまいります。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 私のほうからは、3点目の使用料の関係と、それから今後の方針ということで、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、施設の現状をお答えさせていただきたいというふうに思います。

3基ある火葬炉においては、これまで運転に支障のないよう補修工事を行ってまいりましたが、オーバーホールを必要とする期間を超えております。

また、台風など集中豪雨の影響によりまして、応急的な雨漏り補修を繰り返してまいりましたが、全面的な屋根の防水工事が必要でございます。火葬炉1基につき概算で1,500万円、防水工事には2,000万円を超える費用を要します。

今後、公共施設の個別施設計画に基づき、財政面の負担も考慮しながら計画的に工事を進めてまいり所存でございます。

使用料についてでございますが、先ほども御説明をさせていただきましたように、利用率の減少により収支バランスは非常に厳しい状況が続いております。このため施設維持管理の観点から、料金は据え置きとしながらも必要経費の削減に努め、財政上のバランスを保つよう配慮してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、西南の管内における環境担当課長会議において、情報交換をさせていただくとともに、民間事業者に委託する取り組みなどの調査・研究を行い、何よりも住民サービスの低下とならないよう施策を実施してまいりたいと思っております。以上でございます。

損害賠償については総務課長のほうから。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、私のほうからは、4点目の9月議会で議決をいただきました損害賠償金に関しまして、その後の経緯、結果はということで、こちらの御質問について回答をさせていただきます。

議員のおっしゃられるとおり、平成30年7月18日に元嘱託職員による公金着服事件民事訴訟の判決が確定したことに伴い、9月定例会にて弁償金として1,050万円計上した補正予算を承認いただいているところでございます。

判決後の経緯でございますが、判決の確定を受けて、相手方へ損害賠償金及び遅延損

害金を支払うことに加えて、平成25年2月に、元嘱託職員より清華苑使用料の一部として預かっております1,000万円を損害賠償金と相殺する旨の内容を書留内容証明郵便物として差し出し、平成30年10月18日付で相手方に届いたことが確認できております。それを受けまして、預かり金であります1,000万円を町一般会計へ入金する事務手続の方法につきまして、万全を期するために顧問弁護士と相談を重ねながら慎重に事務処理を進めてまいり、平成31年3月1日に町一般会計への入金が終了したところでございます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再質問をいたします。

先ほど町長のほうからも、火炉が相当傷んでおってオーバーホールが必要であると。また、屋根の防水工事についても、これも必要であると。総事業費5,000万を超えるような修繕が必要であるというお答えでございましたが、これらについて年次計画があればお答えをいただきたい。

そしてから、これはお願いでございますが、先ほど町長のほうからも答弁をいただきましたが、養老町の使用料は高い。これは間違いございません。これら他の近隣市町も同様に、経営は苦しいものと私は思っておりますので、ぜひ情報交換等して、また研修等して、できる限り管内で余り格差のないような使用料金を設定いただけたらありがたいということで、これはお願いをしておきます。

次に、先ほど損害賠償金の1,000万円の入金が3月1日に終了したという答弁でございましたが、遅延損害金の50万600円は支払いされておきませんので、これの対応、今後どうしていくのかをお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、自席答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 私のほうからは、清華苑の相殺した残りの残額、あと遅延損害金の請求につきまして、今後どのように対応していくのかということにつきまして回答のほうを申し上げます。

先ほど御回答いたしましたとおり、相殺後の残額29万9,600円と、平成27年12月17日から平成30年7月17日までの確定遅延損害賠償金135万6,447円及び相殺後の残高に対する遅延損害金の支払いを求める旨の通知を相手方へ書留内容証明郵便物として差し出し、平成30年10月18日付で相手方に届いたことが確認できております。

今のところ納入はございませんので、今後は残額及び遅延損害金の徴収のため、督促や法的措置など顧問弁護士の助言を得ながら慎重に進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 渡辺生活環境課長、自席答弁。

○住民福祉部生活環境課長（渡辺章博君） 施設の維持管理ということでございますけれ

ども、本町には公共施設の個別施設計画というのがございますので、これに基づきまして財政面も考慮いたしまして計画的な工事を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○10番（松永民夫君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、10番 松永民夫君の一般質問を終わります。

次に、7番 早崎百合子君。

○7番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、2項目について一般質問させていただきます。

最初に、町における認知症予防施策及び普及啓発についてお伺いします。

現代の長寿社会では、社会構造にも大変革を迫ろうとしております。年金制度、保険、健康保険制度、これらが発足した当時の想定年齢構想とはさま変わりして制度の抜本的な改革をしない限り、その存続すら危ぶまれる状況となっております。

質問させていただきます。

認知症も高齢化が普遍化するとともにクローズアップされ、誰でも罹患の可能性のある現代病と言ってもよいと思っています。

養老町でも、認知症対策の重要性を認識され、地域包括支援センターを核として認知症予防町民公開講座、在宅医療町民公開講座が開催されています。高齢者の誰もが発症する可能性のある認知症への対応を誤ると、医療、介護の財政負担が急増しかねません。

国民健康保険法のもとで国民皆保険が実現し、国民の全てがいつでも誰でも医療保険を受けられる体制整備ができておりますが、長寿化に伴う高齢者医療費の増大は弱小の市町村保険者の財政を圧迫し、それらへの対応として、都道府県が国民健康保険の財政を担う保険者と位置づけられる一大改革が実施されたところであります。これにより財政面での当面の危機は回避されたものの、疾病構造の改善がなされたわけではありません。

高齢者医療分野において医療費の増嵩が続いております。これらへの対応のため、町内の医療、福祉、介護の各分野の職種で構成する地域ケアの会議などで連携を図り、研修の充実を図っておられるようです。顔の見える連携を模索し、多職種の集い、養老がやがや会議においては、医療、福祉、介護にかかわる職種がお互いに理解し合うため、グループで自由なテーマを決め気軽に話し合う機会を持っておられると聞いております。

そのような状況の中で、私は平成28年9月議会で、認知症にかかわる問題、課題と、その対策のあり方について、また平成29年3月議会で、認知症予防にかかわる新規事業についての質問をさせていただきました。幾つかの答弁をいただいております。

認知症予防の第一人者の専門医である浦上克哉教授が指導する鳥取県琴浦町での情報収集、研修視察を踏まえてタッチパネル式コンピューターを5台導入されたと承知して

おりますが、機材・器具も適切かつ有効に使用されなければ事業目的を達成することは困難であります。

また、認知症高齢者の現状を踏まえると、町民の皆さんに理解を求める予防策の展開は急務であると考えます。

そこで、次の事項について町長及び執行部の見解をお伺いします。

1 点目、タッチパネル式コンピューターの活用方法及び導入の効果をお尋ねします。

2 点目、認知症予防対策のデータに基づく効果をお尋ねします。

3 点目、事業実施における課題と今後の方向性について、どのような情報収集をしておられるのでしょうか。

4 点目、認知症サポーター養成講座受講者の現状についてお伺いします。

5 点目、認知症研修、在宅医療研修、町民公開講座の日時、場所、講座内容及び参加人数等を具体的にお伺いします。

6 点目、今後の一般住民への普及啓発活動の展開方針を明らかにしていただきたいと思います。

以上、6 点について明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） ただいまの早崎議員の御質問ですが、地域包括支援センターが所管する事務の詳細についての御質問ですので、私のほうから回答させていただきます。

まず、1 点目のタッチパネル式コンピューターの活用方法と導入の効果のお尋ねでございますが、平成29年度に導入いたしました音声と映像による対話形式で、質問に答えながらゲーム感覚で検査を受けることができるタッチパネル式コンピューターにつきましては、町内の公民館単位11カ所で、高齢者の方々に認知症を正しく理解し、簡単な物忘れチェックができる巡回型認知症講座を開催し、141名の参加がありました。タッチパネル体験を含めた出前講座を実施して、10団体で312名の参加をいただき、巡回講座と出前講座の合計で453名の参加をいただいております。

講座の内容といたしましては、1 つ目として認知症サポート医の講演、2 つ目として認知症予防のための楽しいレクリエーション、3 点目といたしましてタッチパネル体験、このタッチパネル体験といいますのは、動物の名前であるとか、きょうの曜日など、5 項目の質問に答えていくと結果が点数で示されるものでございます。この3 点の内容で、認知症について学んで体験できるものとなっております。

このタッチパネルの結果といたしましては、全体の約 6 割、269 名の方がタッチパネルを経験し、そのうち医師面談と質問数を 9 項目にふやした 2 次検査該当者が約 2 割、52 名を占め、そのうち 6 割に当たる 32 名の方が受検し、医師の総合判定により要精密検査が 37% に当たる 12 名、要経過観察が 41% に当たる 11 名、異常なしが 22% に当たる 7 名

でありました。

導入効果といたしましては、検査結果で、認知症が疑われますと判定された要精密検査の方には結果表を持参してかかりつけ医の相談を勧め、要経過観察の方につきましては、認知症予防の正しい知識の理解、脳活性化運動を実践する認知症予防の「キラリ！脳活教室」への参加や、異常なしの方につきましては、次年度の継続受診の勧奨につなげることを早期発見、治療へのツールとして有効であったと考えております。

2点目の認知症予防対策のデータに基づく効果はという御質問でございますが、平成30年度から実施しております認知症予防対策に特化した「キラリ！脳活教室」では、ストレッチと筋力トレーニング等の準備運動、歩行を中心とした有酸素運動、目標設定や振り返りができる健康行動講座、二重課題や学習課題を取り入れた脳賦活運動の4つのプログラムの柱として3カ月間、週1回、1回当たり90分の12回コースを2クール実施したところ、3カ月実施者、こちら33名でございますが、要精密検査及び要経過観察からの改善が21%、変化なしが64%、悪化が15%で、6カ月間継続された方でございます。こちら9名で、改善が56%、変化なしが33%、悪化が11%という結果でありました。まだ事業を始めて1年目ということと、参加数が少数であるということが一概には言えませんが、長期間教室に参加された方にはより大きな効果が見られたものと考えております。

続きまして、3点目の事業実施における課題と今後の方針についての情報収集はとのお尋ねでございますが、こちらにつきましては、平成28年12月の先進地視察において習得した最大のものは、日本認知症予防学会理事長である浦上教授の存在なしでは事業の継続は難しいという危険性を常に持ち合わせているということに鑑み、当視察に加わっていただいた養老郡医師会長からの助言や指導により費用対効果や現有体制で実施できることを検討し、現事業を実施したところであります。これまでの事業実施における取り組み状況の中で、移動手段がない等の理由で2次検査者が少数であることが課題となっております。

今後の方針について、情報収集といたしましては常に医師会の先生方との協議を重ね情報共有いたしており、これが最大の情報収集であると考えております。

課題に対し平成31年度からの対応策といたしましては、2次検査を訪問により実施することに変更してまいりたいと存じます。

続きまして、4点目の認知症サポーター養成講座受講者の現状のお尋ねでございます。

こちらについては、認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族に対し温かい目で見守る応援者である認知症サポーター養成講座受講者の現状といたしましては、平成20年度からスタートし、本年2月末現在84回開催し、小学生を含む2,728人の方に受講していただいております。

平成29年度からは、小学校5・6年生を対象に「知っている？認知症 考えよう！自

分にできること」をテーマにキッズサポーター養成講座を新たに始め、これまでに町内全ての小学校で開催いたしまして391名の児童が受講しております。

続きまして、5点目の認知症研修、在宅医療研修、町民講座の日時、場所、講座内容、参加数等具体的にとの御質問でございます。

こちらについての回答でございます。

町民公開講座は、町民会館で約2時間程度の開催で、認知症では、第1回目が平成26年3月15日午後5時から「認知症って何だろう？」をテーマに、認知症という病気とどのようにつき合っていくか、住みなれた地域で一日でも長く暮らすことができるようにも考える寸劇や「認知症ってどんな病気？」「地域で認知症とどう暮らす？～地域包括ケアの重要性」と題した医師及び前厚労省局長の講演で、このときは482名の参加がありました。

第2回目は、平成27年1月31日午後2時から「みんなで支えるまちづくり 認知症大作戦」をテーマに、認知症を抱えた2つの家族で「ごはんまあだ？」「財布がない？」の寸劇、「認知症予防の秘訣」と題した医師の講演、養老警察署、社会福祉協議会等4団体による「養老町における認知症見守り等の取り組み」としたパネルディスカッションを行い、こちらの参加者は360名でした。

第3回目は、平成27年12月12日午後1時30分から「愛する人が認知症になったとき、一体何が大切なのか」をテーマに、「各種認知症の人に対する介護のポイント～認知症のタイプ別に注意が必要な介護の仕方について」と題したグループホーム施設長の講演と、「妻の病ーレビー小体型認知症」と題した1人の医師と認知症の日々を生きる妻との10年間に及ぶ命をめぐる映画を上映しました。こちらが243名の参加者数です。

第4回目は、平成28年8月20日午後2時30分から「認知症予防の最新情報」と題して、タッチパネル式コンピューター導入の発端となりました浦上教授の講演で、早期に発見できれば軽度認知症障害の段階で正常に戻る人は50%はあるという有識者間の見解を示され、170名の参加がございました。

第5回目は、平成29年8月5日午後2時から「認知症の人の気持ちを理解する」をテーマに、「警察がかかわる認知症の現状と取り組み」「知っておこう認知症のこと」と題した養老警察署及び認知症の人と家族の会の講演で、140名の参加がございました。

第6回目は、平成30年8月4日午後2時から「若年性認知症～当事者の気持ちと願い～」をテーマに、「認知症でも笑顔のままで」を演題に若年性認知症本人と社協相談支援担当者との対談講演や、「認知症当事者が変える地域～認知症の正しい理解から」と題した社協相談支援担当の講演で、87名の参加をいただいているところでございます。

次に、在宅医療町民公開講座につきましては、第1回目が平成27年3月28日午後2時から「自分の最期は自分で決める～平穏死 10の条件」と題し、最期のときをどこで迎えたいか、そのとき誰と過ごしたいか、あなたは最期のとき笑顔でお別れできるかを問

うという医師の講演で、200名の参加がございました。

第2回目は、平成29年2月25日午後2時から「自分の逝き方は自分で決める」と題し、将来意思決定能力低下のときに備え、前もって大切な人たちともしものための話し合いが大切であることを学ぶ医師の講演で、132名の参加がございました。

第3回目は、平成29年3月16日午後6時30分から「丹生川地域における在宅医療の実践」と題し、患者さんの希望に応え、希望をかなえてあげたいという熱い思いを赤ひげ大賞受賞記念として診療所所長による講演をいただき、103名の参加がございました。

第4回目は、平成30年2月24日午後2時から「いきたひ～看取・命のバトン」と題し、夫の最期を4人の子供たちと自宅で迎え、人をみとることの意味を問うドキュメンタリー映画の上映、映画監督と医師会長とのトーク会で、このときは266名の参加がございました。

第5回目は、平成30年3月21日午後2時から「つ・む・ぐ～織人は風の道をゆく」と題し、今を生きることによって未来が始まることや、自然を大切にする、人とのコミュニケーション、人間同士の分かち合いやきずなをとろうとぶ映画上映、歌手と医師会長とのトーク及び歌手のライブの実施で、191名の参加がございました。

第6回目は、ことし2月16日午後2時から、劇を通して町民に在宅医療の現状について理解を深めてもらうことを目的に「退院しても大丈夫！」と題した寸劇、「超高齢化社会における医療のあり方～養老町の在宅医療に向けた取り組み」と題し、地域医療の中核病院である西美濃厚生病院の医療ソーシャルワーカーによる講演で、180名の参加をいただいております。

最後、6点目の今後の一般住民への普及啓発活動についての御質問でございますが、今日までの普及啓発活動は、平成25年2月に、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護施設等10団体の代表と福祉担当課が構成員として地域ケア多職種連携委員会が発足し、現在はこれに民生児童委員協議会、社会福祉協議会、在宅医療・介護連携支援コーディネーターを加えた13団体でこれまでの委員を踏襲しました在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、事業開催ごとの反省会や参加者のアンケートを反映した事業計画を毎年定め取り組んでおるところでございます。

今後の普及啓発活動といたしましては、一般住民の参加者が減少傾向にある状況下、さまざまな機会を捉えPRに努めるほか、これまでの広報養老、ホームページに加え各種団体、民生児童委員、老人クラブ等ですが、そういった団体にお声がけをしてみたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 早崎百合子君。

○7番（早崎百合子君） ただいま課長から6点の質問について、詳細に御答弁いただきましてありがとうございました。

町民公開講座の内容についても、また詳細に御答弁がありました。

答弁の中にもありましたが、町民が理解しやすいように何度か寸劇も取り入れられておられます。私も町民公開講座に足を運び寸劇も拝見しております。町長初め医療関係者等の多くの方が出演され、劇を通して認知症及び在宅医療のことを町民に知ってもらう素晴らしい取り組みだと感じております。

また、公務等でお忙しい中、時間を割いて何度も劇の練習をされたと推察しております。

しかしながら、関係者が努力されているにもかかわらず、先ほどの答弁による町民の公開講座への参加数が年々減少しています。

急速な高齢化が進む中、認知症、在宅医療の問題は町民にとって大きな課題と思います。出前講座、町民公開講座を通して一人でも多くの町民が認知症予防に取り組めるよう、さらなる普及活動に努力されるよう要望し、1項目めの質問を終わります。

続きまして、町内の水防倉庫、防災備蓄倉庫の管理についてお伺いします。

去年は、世相をあらわす漢字に災害の「災」が選ばれました。まさに災害列島の様相を呈し、7月の西日本豪雨、9月には北海道胆振東部地震と大震災が発生しました。

当地においても、10月に2度の台風に襲われ、自然の猛威になすすべがなく、立ち尽くす被災者の皆さんの状況を報道等で見せつけられるたびに、あすは我が身と思わずにはいられませんでした。起こり得るべき災害に備え防災、減災に遅延なく、かつ積極的に取り組む必要があります。

さて、町内には、地域防災のかなめとして水防倉庫、防災備蓄倉庫が幾つか設置されております。

水防倉庫は、幾多の水害で苦しめられてきた地域での住民の皆さんの財産を守るため資機材を備え、緊急時には重要な役割を果たすものであります。

防災備蓄倉庫は、地域防災、減災への備えとしてさまざまな物資や消耗品を保管していることは御承知のとおりであります。今後ともその整備・充実に努めるべきことは他言を要しません。

従前から堤防に面した場所に幾つかの水防倉庫があるが、なぜ私たちの地域には水防倉庫がないのかとの素朴な疑問が寄せられました。現在の水防倉庫の位置図をもとに、これが水防倉庫の位置図でございます。幸いなことに、当地においてはこれらを利用しなければならぬ大災害は発生しておりませんが、やはり水防倉庫、防災備蓄倉庫など、どのような視点で設置されているのか気がかりなことであります。そこで、疑問点もありました。

また、それらに備蓄されている資機材の管理状況はどうなっているのかにも注目しておく必要を感じております。

現在、各地域において防災に関する出前講座等が実施され、住民の皆さんの自助・共

助について意識啓発がされております。その意味において水防倉庫、備蓄倉庫の存在は、自助・共助を実現するための資材確保にとって重要だと思われます。水防倉庫、防災備蓄倉庫の充実管理体制の強化を今まで以上に関心を持って重視していく必要を感じております。

そこで、次の事項について質問させていただきます。

1点目、水防倉庫の設置場所及び河川許可標、河川同意標について、水防倉庫の配置について何か基準があるのでしょうか。地元要望により増設することについて、どのようにお考えでしょうか。既存の水防倉庫には、河川許可標、河川同意標が設置されております。河川許可標識には、住所、氏名、許可番号、面積及び占有期間等が記載されておりますし、河川同意書には目的が掲げられております。その更新管理はどのようにされているのでしょうか。

2点目、水防倉庫の資機材の管理について、水防倉庫の管理者は指定されているのでしょうか。水防倉庫に備蓄されている資機材の整理保管体制はどのようになっていますか。資材の中には経年劣化する類のものもあると思われます。それらのチェックの管理体制について実施状況をつまびらかにしてください。

3点目、防災備蓄倉庫の備蓄品に対するチェック管理責任者についてお伺いします。

以上、3点について明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、自席答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、1点目、2点目の水防倉庫につきましてでございますが、実務的な内容でございますので、私から御回答申し上げます。

まず、1点目についてでございますが、当町の水防倉庫につきましては37カ所に設置されております。国土交通省木曽川上流事務所牧田川出張所に確認したところでは、明確な設置基準はないとのことであります。

設置された経緯につきましては、過去に水害があった付近に地域からの要望を受けまして、当町が河川占用許可を受けて設置しているものでございます。

水防倉庫の新設につきましては、堤防敷地での用地の確保が難しく、国土交通省からは簡単に設置できる状況ではないと言われておりますが、地域から要望があれば必要に応じ国土交通省と協議してまいりたいと存じます。

また、河川占用等に関しましては、当町が定期的に国土交通省へ申請を行い、継続して許可を受けている状況であります。

河川許可標、同意標に関しましても、随時更新し、適正に管理を行ってまいりたいと存じます。

2点目の資機材のチェック体制につきましてでございますが、水防倉庫の管理につきましては、日常的な見回りなどは水防監視長へ、施設の維持管理などは町が行っているところでございます。水防倉庫内には、スコップ、カケヤ、くいなどの資機材が保管さ

れております。水防監視長へは、資機材不足などのチェックを依頼し、随時報告をいただいているところでございます。

今後とも、地域の協力を得まして適正な管理に努めてまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 私のほうからは、3点目の防災備蓄倉庫の備蓄品に対するチェック管理責任者についての回答を申し上げます。

大規模災害の発生に備え、被災者の必需物資を確保するため、現在、町本部倉庫を拠点に、地域ごとに11カ所の防災備蓄倉庫を設置しております。

また、備蓄品の管理につきましては、県災害時広域受援計画に基づく備蓄備品の確保数を目安といたしまして、町において随時点検を行い更新をしております。

現在、防災備蓄倉庫の備蓄品の確認について、地域住民みずからが行っている地域がございます。災害時には、公助による支援が十分に機能しない場合が想定され、地域による共助が大変重要になってまいりますので、今後引き続き各地区において、地域住民の方と一緒に、町と地域との協働で備蓄品の管理・点検を行い情報共有するとともに、地域住民の防災意識の向上と活発な共助の活動へとつなげてまいりたいと存じます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 早崎百合子君。

○7番（早崎百合子君） 再質問をいたします。

水防倉庫の維持管理は適正に行われているのでしょうか、お伺いします。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、自席答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、再質問についてお答えを申し上げます。

昨年、各水防監視長へ、資機材のチェックを兼ねまして施設の補修についての調査も行いました。職員が立ち会いにより確認いたしましたところ、12カ所について修繕が必要であるということが判明いたしました。この修繕につきましては、緊急性が高いものから優先順位をつけまして、数カ年計画で順次補修してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 早崎百合子君。

○7番（早崎百合子君） 最近の災害発生状況を見ておりますと、各地で想定外と思われる悲惨な状況が次々と明らかになっております。

自然災害の事前予防は極めて困難ではありますが、発生時にその被害を最小限にとどめる減災については、その備えを十分にしておくことが最も要請されることであります。

いかなる意味においても、第一義的にはみずからの命はみずからが守る自助、地域で

助け合う共助が不可欠であります、やはり最後のとりでは、国・県の支援も含めて地方自治体であり、その災害に対する備えが重要であります。

水防倉庫、備蓄倉庫同様、大規模災害の発生に備え、被災地の必需物資を確保する設置場所なので管理体制を強化していただきたい。

また、河川許可標識については随時更新していくとの御答弁ではございましたが、早急に更新していただくことを要望しておきます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、7番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開は10時50分といたします。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩を解き再開をいたします。

次に、13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき3件で質問をいたします。

質問に入る前に、東日本大震災から8年になる前に、3月1日、警察庁が人的状況を公表しました。死者数1万5,897人、不明者2,533人、被災者3万2,000余、その後も西日本豪雨など日本列島各地で災害が起き、多くの犠牲者が出ています。町でも、3月11日、町民の方々に黙祷の呼びかけが広報で行われましたが、お亡くなりになられた方々には心からの御冥福を、今もなお厳しい環境の中での生活を余儀なくされている多くの方々には心からのお見舞いを申し上げ、質問に入らせていただきます。

最初に、災害対策について伺います。

先日、日本海溝型の巨大地震の発生確率が高まったことが、政府の地震調査委員会から発表されました。また、それ以前からも南海トラフ型の巨大地震についての警告が鳴らされています。さらに、県内の直下型地震としては、養老―桑名―四日市断層帯地震が想定され、県の予測によると、町内でも数千人が何らかの被害を受け、避難者は1万人を超え、半壊家屋も含めると町内家屋のほぼ全てが何らかの損傷を受けるとしています。

国や県の災害関連調査の資料は、役場内で共通認識されているのでしょうか。2011年3月11日の東日本大震災時に、陸前高田の市長は、今、役所でできることは罹災証明の発行と火葬許可書の発行ですと語っておられたのが印象に残っています。いざ災害になったときは、日ごろからの備え以上のことできないと覚悟すべきではないでしょうか。

そこで、日ごろからの備えの一つとして、ここでは避難所と子供の引き渡しに絞って、町の対応を確認したいと考えます。

現在指定している町の避難所の質と収容人数は、どこまで確保しているのかを問いま

す。具体的には、災害を生き延びた後に身を寄せる避難所で命を落とすという深刻な現実の中、そのような事態を防ぐためにつくられたのがスフィア基準です。

スフィア基準は、アフリカ・ルワンダの難民キャンプで多くの人が亡くなったことを受け、国際赤十字などが20年前に作成しました。その後、災害の避難所でも使われるようになり、生活環境の最低基準を定めています。例えば1人当たりのスペースは、寝返ったりプライバシーを保つため、3.5平方メートル、約2畳分を確保すること。女性トイレは男性の3倍必要などです。

そこで伺います。町の指定避難所の収容人数は、スフィア基準に基づくものでしょうか。

3点目は、避難所はあくまで応急・臨時的な仮の住みかです。長期の避難生活の対策は講じられているのでしょうか。

4点目は、改正災害対策基本法のレクチャーを全職員が受けているかを伺います。

次に、災害時の園児・児童・生徒の引き渡しについて伺います。

東日本大震災時、津波で多くの子供たちが、教師が、親が命を落としました。その原因の一つに、保護者引き渡しだったと報告されています。宮城県石巻市立大川小学校のマニュアルには、震度6弱以上は、原則として保護者への引き渡しをするとありました。東日本大震災で、迎えに来た保護者と一緒に学校を離れ津波にのみ込まれた子供は、少なくとも33校で115人と報じられています。

しかし、あの日、岩手県釜石市内の子供たちは、てんでこに逃げることで命を落とすことはありませんでした。数年前にマニュアルを見直し、保護者引き渡しをやめていたのです。大地震や大水害、暴雨風などにおける保護者引き渡しは廃止すべきです。子供はもちろん、保護者もみずからの避難を最優先し、安全が確認された時点で迎えに来るマニュアル対応にすべきです。

当町のマニュアル対応を伺います。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 私のほうからは、1点目から4点目までを回答させていただきます。

まず、1点目の国や県の災害関連調査など資料は役場内で共通認識された被害予想になっているのかということでございますが、町地域防災計画では、岐阜県が実施しました被害想定調査の結果に基づき、南海トラフ巨大地震及び養老一桑名一四日市断層帯地震など5つの震源モデルについて被害想定を設定し、地震防災対策の基礎資料として位置づけをされております。

また、この町地域防災計画につきましては、災害対策基本法など法の改正や、国・県から公表されるさまざまな災害関連情報に基づいた県の地域防災計画の改正にあわせて、町の地域防災計画の改正を実施しております。

この町地域防災計画は、養老町における防災に関する大もととなる計画でありまして、これに基づく職員災害初動マニュアル等も含めて、全職員が共通認識を持って取り組んでおります。

2点目の避難所の生活の質はスフィア基準が認識されているかとの御質問でございます。

スフィア基準とは、避難所におけるトイレの数や避難所のスペースなど、被災者の安全を守るための最低限の国際基準として国際赤十字などが設定したもので、平成28年4月に内閣府が作成いたしました避難所運営ガイドラインにおきましても、参考にすべき国際基準として記載されていると認識しております。

議員の言われるとおり、スフィア基準の具体的な例として、避難所において1人当たり3.5平方メートルのスペースを確保することや、トイレの数は男女比で1対3とし、トイレまでの距離は安全性と利便性、衛生面から50メートル以内などを推奨しております。

町の避難所における収容可能人数の設定に当たっては、岐阜県避難所運営ガイドラインに基づき、1人当たりの専有面積を2.0平方メートルで想定しており、現状ではスフィア基準を満たすことはなかなか困難とは存じますが、今後は、町避難所運営マニュアルに基づきながら、このスフィア基準も意識した避難所運営についても検討してまいりたいと存じます。

3点目の長期の避難生活の対応についてということで、また対策が未達の場合の今後の対応はということでございます。

災害が大規模になるほど長期の避難生活を強いられます。過去の養老町の災害の記録を見ますと、昭和34年の8月集中豪雨で堤防が決壊した際には、排水ポンプの応急復旧により排水が可能となるまで、住民は約1カ月の間、自宅に戻ることができなかった記録や、同年9月の伊勢湾台風では、34日間も泥水につかったとの記録もございます。

また、復興庁のデータによりますと、物の倒壊や火災、津波など地震による直接的な被害ではなく、その後の避難生活での体調悪化や疲労など間接的な原因でお亡くなりになられる震災関連死数が、阪神・淡路大震災では921名、東日本大震災では3,701名に上るとされております。

万が一、大規模災害が発生し甚大な被害が出た場合には、長期的に避難所で生活をしていくことは避難者の負担が大変大きくなるため、災害救助法を活用し、国・県と密に連携をしながら、応急仮設住宅の設置などを迅速に進めてまいりたいと存じます。

4点目の改正災害対策基本法のレクチャーは全職員が受けているのかということでございますが、災害対策基本法に基づき、国は防災計画の最も核心的なものである防災基本計画を作成し、さらにこの計画に基づいて、県、市町村においては、地域防災計画を作成しております。災害対策基本法が改正されますと防災基本計画も見直しがされ、そ

れにあわせて県、市町村の地域防災計画の見直しも必要となつてまいります。

先ほども御回答申し上げましたが、町地域防災計画につきましては、災害対策基本法など法の改正や、国・県から公表されるさまざまな災害関連情報に基づいた県の地域防災計画の改正にあわせまして、町の地域防災計画の改正を実施しております。改正時には、事前に県やアドバイザーチーム等との協議を行い、大もとの法律であります災害対策基本法の改正につきましても指導を受けながら進めております。

具体的に、全職員に対しての研修会等は実施しておりませんが、来年度におきましては、大規模災害時に効率的な情報共有、適切な意思決定など、組織としての迅速かつ正確な災害対応を行うことを目的といたしまして、職員を対象とした災害対策本部訓練を実施する予定をしております。この訓練を通じて、町地域防災計画や職員災害初動マニュアル等を再度全職員に周知徹底を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 田中教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（田中 隆君） それでは、最後の質問、災害時の児童・生徒の引き渡しにつきましては、小・中学校等に関係する事項ですので、私のほうから回答させていただきます。

現在、町教育委員会では、台風が接近していたり、雪が降り続けていたりして警報が発令される可能性が非常に高くなると予想される場合は、小・中学校長会と連携を図りながら、児童らを自宅に待機にしたり、早目に下校させたりする措置をとっております。

しかしながら、災害は、いつ、どこで、どのように起きるかわかりません。特に、地震、火災、水害、不審者など、学校等での教育活動中に災害が発生したとき、状況によっては、園児や児童・生徒を保護者のもとに迅速・安全・確実に帰すことが必要になる場合が想定されます。このような場合は、児童らを学校等に待機させ、各家庭への経路の安全が確認された後、学校等で保護者に引き渡しを行います。

引き渡しの手順としては、災害発生後、小・中学校は町教育委員会と連携を図りながら、１．学校が引き渡しを決定、２．安心すぐメールで保護者に連絡、３．教室等で児童らは待機、４．保護者が来校し、引き渡しカードを使い、引き渡し開始、完了となります。

また、複数の学校等に子供がいる場合は、最初に中学校、次に小学校、そして最後にこども園・保育園の順に引き渡しを行い、小さい子供が車中などで待機することのないよう配慮しています。

災害発生後の保護者への児童らの引き渡しについては、あらかじめ学校と保護者との間で、災害の規模や状況によって児童らの引き渡しの基準や条件を詳細に決めておく必要があります。各小・中学校においては、学校への進入経路や車等の駐車場所、教職員による誘導等を初め、災害発生時から学校での引き渡し完了までの流れや注意事項などを災害対応マニュアル（学校防災計画）の中に記載しています。

なお、こども園・保育園についても、小・中学校とほぼ同様であります。

ところで、さきの東日本大震災では、児童らを迎えに来た保護者が子供たちとともに津波に巻き込まれ、多くの命を落としたと言われています。本町では、幸いにも津波の心配は少ないものと思っておりますが、地形上、大小河川の氾濫や土砂崩れ、道路・橋脚の損壊などが危惧されます。

このことを踏まえ、本町では、各小・中学校等と教育委員会、消防防災担当部署と連携を図りながら、安全が確認されるまでは児童らを学校待機とし、保護者の安全を優先しつつ、各家庭への経路の安全が確保、確認された後、引き渡しを決定してまいります。

なお、同マニュアルの内容を保護者に周知するとともに、十分な理解を得るため、毎年1回、園・小・中合同で緊急引き渡し訓練を実施しており、平成30年度は高田中校区では5月21日に、東部中校区においては5月18日に行っております。

本町では、今後も学校等において、引き続き命を守る訓練や引き渡し訓練を実施するなど、園・小・中や家庭、地域で連携して子供たちの安全を守ってまいります。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） それでは、再質問を行います。

法律上は、国は防災基本計画を策定する義務があり、行政機関、省庁、指定公共機関、日本赤十字などは、これに従った防災業務計画を策定する義務があります。都道府県、市町村は、これに従い、地域防災計画を策定する義務があり、さらに自治体の長は防災計画の実施に努め、防災訓練の実務義務があります。

東日本大震災では、地震で原発事故は起きないことを前提に、双葉病院などのマニュアルには、地震が起きたときは屋外に出る計画しかなく、自治体や国、事業者は原発事故が発生した場合の避難ルートなど、何ら計画していませんでした。

市町村や都道府県にまたがる連携、住民参加による防災計画の策定、避難訓練はなく、法律や制度の適正な運用による事前の準備が全くなされなかったことが指摘されています。

そこで、次の点で伺います。

1点目は、災害救助法の救助の基準には一般基準と特別基準があります。現行の法律や制度の適正な運用の熟知に対し、養老町は万全でしょうか。

2点目は、災害対策基本法は、災害の実態を踏まえ、市町村長が救助や応急処置に第1次的責任を負い、その後方支援を都道府県が行い、都道府県の後方支援の後方支援を国が行うものと位置づけられています。つまり、大橋町長の強制権の定めの中で、大橋町長が第1次的責任を負うことになります。大災害を想定した庁舎機能に温度差はないと言い切れるでしょうか。

3 点目は、避難場所は災害があるときに逃げる場所ですが、避難所は危険が去った後の生活の場所です。先ほどスフィア基準に満たしていないという答弁でしたけれども、基準の見直しは、いつ、どのような形で改正へ道筋を引かれるのか、お考えを伺います。その点では、現在の避難人数も大幅に違うと思いますが、そういう点についてのお考えも伺っておきたいと思います。

4 点目は、先ほど課長答弁でありましたように、幾つもの橋で結ばれ、その橋が通学路に指定されています。このことに対する危機感が防災教育に取り入れているのか、伺いたいと思います。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） それでは、再質にお答えをさせていただきたいと思います。

第 1 点目の御質問でございますけれども、制度の運用は熟知しているかということでございますけれども、災害救助法については、災害発生直後の応急救助に伴って地方自治体に発生する費用を国が負担することを想定している法律であり、災害救助法を適用した場合には、救助の実施主体は市町村から都道府県に移り、市町村は救助の後方支援をするという形になります。議員が御説明されたのとは少し違うと思いますけれども。

また、災害救助法の適用の決定については、都道府県が市町村を単位として決定し、その基準については、住宅に一定の被害が出た場合（1 号基準）及び生命・身体に危険が生じている場合 —— いわゆる 4 号基準と申しますけれども —— とあり、何よりも迅速な法適用が必要である中で、住民に危険が生じている状態であって、住民が避難して継続的に救助を必要としている場合（4 号基準）による適用が過去の災害現場で多く適用されております。

適用後の応急救助の実施の基準につきましては、議員の御質問にもありましたように、内閣総理大臣が定めている基準に従い、岐阜県においては、岐阜県災害救助法施行細則に定めてある一般基準と、一般基準では救助の適切な実施が困難な場合に、都道府県知事が内閣総理大臣と協議してその同意を得た上で定めることができる特別基準があることを認識いたしております。

以上のことから、災害救助法が適用され運用していくには、県・国との連携が必要不可欠であり、平素から県との情報共有や連携を密にし、有事の際には、迅速で的確に対応できるよう体制を強化してまいりたいと思います。

2 点目の質問でございます。

庁舎機能に温度差はないかということでございますけれども、災害対策基本法では、市町村長は地域防災計画を策定することや、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、住民に対して避難の指示等を行うこと、災害の拡大を防止するために必要な応急措置、応急公用負担等を実施することなど、防災対策の第 1 次的責務を負うこと、必要に応じて県に対して応援や応急措置の実施を要請できるとうたわれております。

先ほど御回答したとおり、大規模災害となり災害救助法が適用されますと、県が救助主体となり、国、県、町が連携しながら実施していく形になりますが、防災対策の第1次的責務は、当然、市町村にありますので、町民の生命、身体及び財産を守るため、あらゆる手を尽くしていくとともに、関係機関との連携も密にしながら、全職員が共通認識のもと、一丸となって取り組んでまいりたいと存じます。

3番目のスフィア基準についてでございます。

先ほど御回答も申し上げましたが、避難者収容数は2.0平方メートルに1人と想定しております。それに関しましては、スフィア基準を満たしているとは言えません。この基準を見直すとなると、現状の公共施設では十分な避難者を収容できないこととなり、さらなる避難所の追加などが必要となるため、困難であると考えております。

災害発生直後は、住民が数多く避難されると想定されますが、時間とともに避難者数は減少していくことと想定されます。しかしながら、避難所にとどまる方にとっては、長期の避難生活となり負担が大変大きくなってまいります。当初の想定からスフィア基準を満たすことは困難かと存じますが、このような長期避難者に対しては、少しでもスフィア基準が満たされるような避難所運営を心がけてまいりたいと存じます。

4点目につきましては、教育長のほうから回答申し上げますのでお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 教育長 並河清次君、答弁。

○教育長（並河清次君） 私のほうからは、4点目の通学路にある橋について、その危機感が防災教育に取り入れられているのかということについてお答えさせていただきます。

通学路にあります橋への対応につきましては、学校の防災計画の中には、道路、橋の損壊などで危険な場合は交通機関の停止と記載されております。

このように、大雨で橋が通れない場合や地震で橋が崩壊した場合は通行どめになりますけれども、大雨で増水している場合や地震で壊れかけている場合は、安全が確認されるまでは通行しないことを、命を守る訓練で児童・生徒に周知してまいりたいと考えております。

また、災害が起こった場合や危険であると判断される場合は、通学路全体の安全確認を行っておりますけれども、教職員や町職員で保護者や児童・生徒が橋を通る前に安全を確認して、安全が確認できてから通行するようにしてまいりたいと考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 先ほどの答弁で、後方支援の点で私の見解と町長の答弁が違っているという旨の答弁がありましたけれども、災害救助法は県が救助主体、災害対策基本法の後方支援は、あくまでも県や国というふうに思っておりますが、専門的な見地で担当課長からその点に対する御指摘があれば、伺っておきたいと思っております。

それでは最後の質問ですが、今回の質問で主張したいことは、１．災害時は日常からの備え以上のことはできない。日ごろからの防災計画、訓練、教育が大事であること。２点目は、市町村長の強制権の定めがあること。３点目は、市町村長が第１次的責任を負うこと。県や国は後方支援であるということだと思っています。

施政方針での安心・安全なまち、暮らしの防災項目では、防災教育に触れている文言がありませんでした。釜石の奇跡ということを御承知だと思いますけれども、市内の小・中学生の2,921人が津波から逃れ、生存率は99.8%、ほとんどの小・中学生が生きました。中学の生徒が、「津波が来る」と叫びながら避難場所の高台の介護施設へ走り、逃げる中学生を見て、そばにある小学生も後を追って高台の介護施設に走り、さらに高台に避難をしました。

これは、2008年に地元の教育委員会がアンケートをとり、津波教育がほとんど実施されていないことがわかり、危機感を持ち、2010年、教員による手引書が完成し、防災教育に取り入れられ、その翌年の３月に大震災が起きました。一生懸命逃げる姿を周囲の人たちも見て、命を救う釜石中学校の生徒は教育を忠実に実行したあかしで、釜石の奇跡ではないと地元の教員が述べているという文章も目にすることがあります。

そこで、町民の意識調査アンケートを町を挙げて実施し分析した中で、先ほどマニュアルがあると言われましたけれども、防災教育に取り入れていただきたい。今の小・中学生や町民の方々が、こういう意識、どこが欠けていて、どこが共有されているのかをしっかりと把握する中で、防災の災害マニュアルに生かしていただきたいというふうに考えますが、町長、教育長の見解を求めたいと思います。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、自席答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 先ほどの水谷議員の御質問に関しましてですが、こちら、災害対策基本法につきましては、市町村というのは防災対策の第１次的責任を負うということが体制となっておりまして、災害救助法に関しましては、もし災害救助法が適用された場合ですけれども、そうなりますと、救助の実施主体というものが県のほうになるということになります。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 補足でもう一つ申し上げますと、もちろん災害基本法は、各当該市町村が最優先として責任を持つべきでございますので、災害救助法のほうについてはということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

それでは、再々質問の３点目の防災教育について御回答をさせていただきたいと思えます。

町では、有事の際に備えまして、地域の自主防災隊の手引、避難所運営マニュアル、洪水ハザードマップなどを作成し、自助、共助、公助の連携の強化を図っております。また、地域の特性、認識、対処という観点から、有識者を交え、地域住民みずからが地

区の実情を踏まえ、避難先や避難経路等を点検、地区の実情に応じた避難行動を検討するといった地区避難計画策定支援事業を実施いたしております。町と地域住民の協働による積極的な取り組みを行っており、こういった活動が住民に対する防災教育につながっているものと考えております。

議員御指摘の町民意識調査アンケートを実施、分析した上、手引書を作成してはどうかということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、本町ではそれぞれの役割に応じた運用マニュアルがございますので、住民への周知を図り、円滑に運用されるよう、防災意識の向上につなげてまいりたいと存じます。

教育のほうにつきましては、教育町のほうから御回答申し上げます。

○議長（大橋三男君） 教育長 並河清次君、自席答弁。

○教育長（並河清次君） それでは、私のほうから教育の分野についてお答えさせていただきたいと思います。

防災教育につきましては、現在、養老小学校では、コミュニティ・スクール事業の一つとして、夏休みに地域の方々と防災訓練を実施するなど、工夫して取り組んでおります。また、これまでも命を守る訓練等の中で、命の大切さや災害の恐ろしさ、安全に避難する方法等について学習してきております。

今後は、一層、災害が発生した場合に自分でどうすれば命を守ることができるのかを主体的に考え行動できるようにすることや、命の大切さを教えること、自然災害が発生する原因とその防災方法についての学習や、災害時に発生する危険性についての学習などについて、命を守る訓練等の指導計画の中に取り入れ、計画的に学習を進めてまいります。また、各校の防災教育について振り返りを図り、今後の防災教育のあり方について検討してまいります。

議員のお話にありましたアンケートの実施につきましては、養老町の実態に応じた対応ができるように、実施していくかどうかについては、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 1件目の質問では、私の認識は間違っていないのではないかなというふうに思いますが、さらに勉強してまいりたいというふうに考えています。

それでは、2件目、養老鉄道について、提案も含め質問します。

先日、養老線地域公共交通再生協議会が開かれ、利用者数の横ばいないし微増との報告があり、単純減少ではなかったことに若干安堵するとともに、烏江駅の駐車場の拡充は地元の要求に応えた事業として評価しています。

基本に返り、鉄道の廃止がもたらす大きな弊害について再認識します。1. 通勤、通学、通院など、町民生活に深刻な影響を及ぼす。2. 人口流出を加速させ、地方の疲弊、

地域社会の衰退を招く。

養老鉄道の活性化に取り組む基本的な視点を再認識したいと思います。１．公共交通として町民の移動権を保障する手段である。２．地域再生の資源として、大都市と地方の格差に歯どめをかける。３．車社会と競合せず、車による交通との接続に注力する。

以上を踏まえ、次の提案について、庁舎内の枠を超えた検討会を設けることを提案します。

１点目は、烏江駅については、さらに駐車場を拡充し、売店または移動販売などの町内業者を募る。また、大垣養老高校と事業提携をさらに進める。同じく、大垣養老高校生徒の利便性を高めるため、牧田川の烏江駅から西回り、駅へショートカットできる歩道を検討できないかということですが、パネルを用意してまいりました。

この赤いのが現在の通学路です。水色が提案するショートカットできる歩道を検討できないかということでございます。

２点目は、高田駅については、さらに駐車場を拡充し、道の駅に準ずる店舗を設け、養老福祉作業所とも連携した障害者雇用を検討できないか。

３点目は、養老駅については、駅東側にも駐車場を設置して、東側からも乗降できるようにする。公園往復のシャトルバスのサイズダウンと頻度アップを検討できないかということです。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、養老鉄道の利用改善提案につきまして、実務的な内容も含めますので、私のほうから御回答を申し上げます。

まず、１点目の烏江駅につきましてでございますが、本年度14台分の駐車場を駅南側の鉄道敷地を活用して整備をいたしました。おおむね１日平均５台から10台前後の駐車を確認しております。駐車場の拡充につきましては、今後の利用状況を踏まえ、必要に応じて整備を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、売店や移動販売などにつきましては、お問い合わせがあった場合は、養老線管理機構と随時協議いたしまして、大垣養老高校との事業連携の可能性につきましても、あわせて検討してまいりたいというふうに思います。

また、駅へショートカットできる歩道につきましては、通学者の安全の確保や第三者からの見守りも念頭に置きまして、大垣養老高校関係者の意見も参考にしながら、必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

２点目の美濃高田駅の件につきましてでございますが、駐車場の拡充につきましては、今後、烏江駅と同様に、鉄道の敷地を活用する形で、必要に応じ駐車場整備を検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、池野駅では、事業者の申し出によりまして移動販売をしている例もございますので、養老福祉作業所との連携に関しましては、実現可能な範囲について、今後、養老

線管理機構と協議してまいりたいと存じます。

3点目の養老駅についてでございますが、駅東側の駐車場整備につきましては、民地の用地取得が必要であると存じますので、地域からの御要望や御理解が必要であると存じます。

また、鉄道用地の境へのフェンスの設置、遮断機の設置、電線函の地中埋設など諸課題が多いため、現状では、実現するには困難な状況であると思われます。今後、養老線管理機構へは、整理すべき課題について確認をしていまいりたいと存じます。

公園往復のシャトルバスにつきましては、3月後半から12月中旬までの土日、祝日で26人乗りバスを稼働しております。運行につきましては、電車の発着時間に合わせておりまして、定員を超過した場合はピストン輸送をするなどの対応をしておりますので、当面の間は、同様の対応で継続してまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） いただいた答弁は満額回答ではありませんでしたが、至るところに協議するとか検討するというふうな言葉をいただきましたので、ゼロ回答ではなかったと思っています。

利用改善の提案には、クリアすべき問題が予算も含め多々ありますが、養老鉄道は養老町にとっても重要な公共共通の一つです。町として、積極的な提案を機構に届け、活性化に向けた取り組みを沿線自治体とともに進めていただきたいことを強調します。

3件目は、自衛官の募集の対応で、町の状況を求めたいと思います。

自衛隊法施行令は、防衛省は自衛官募集に必要な資料の提出を自治体に求めることができると規定していますが、法律上、自治体側に名簿提供の義務はありません。

このため、2017年度に紙や電子媒体で名簿を提供した市区町村は、全体の36%にとどまり、そのかわりに名簿を提供していない自治体のほとんどが、自衛隊側に住民基本台帳を閲覧することを認めています。

兵庫県姫路市では、自衛官募集のために高校や大学の卒業年齢に当たる18歳と22歳の対象者の氏名、住所、生年月日、性別の4つの個人情報自衛隊に電子データで提供され、2013年度から延べ6万7,000人の個人情報自衛隊側に渡されてきました。この根拠となったのは、議会や市民に知らせることなく、当時の市長と自衛隊兵庫地方協力本部で結ばれた自衛官募集対象者情報の取り扱いに関する協定書だったと報じています。

個人情報は、憲法が保障する人権です。自衛官募集の町の対応を伺います。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 水谷議員の御質問に対しまして、私のほうから回答を申し上げます。

住民基本台帳法では、国、地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である場合に、住民基本台帳を閲覧することを認めています。また、自衛隊法によると、自衛隊員の募集は自衛隊地方協力本部の事務でございしますが、さらに市町村長もその事務の一部を行うとされていることから、自衛官の募集は法令で定める事務に当たするため、住民基本台帳法に基づきまして台帳の閲覧が認められていると解されております。

本町におきましては、自衛隊岐阜地方協力本部長からの依頼により、今申し上げました住民基本台帳に基づき、募集対象者のみを抽出した住民基本台帳の一部の写しの閲覧を認めております。自治体によっては、全ての閲覧を認めているところもございしますが、仮に全ての閲覧を認めた場合、請求のあった対象者以外の個人情報第三者の目に触れることとなり、この対応をとっているものでございます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） ただいまの答弁で確認したいのは、養老町では、18歳と22歳の対象者を抜粋して自衛隊に閲覧をしている、そういうふうに認識してよろしいでしょうか。

そもそもこの問題は、安倍首相が自衛隊の新規隊員募集に対し、都道府県の6割以上が協力を拒否していると語り、憲法にしっかりと自衛隊を明記して、意見論争に終止符をと呼びかけたことに始まりました。

しかし、ほとんどの自治体が自衛隊側に住民基本台帳の閲覧を認めています。台帳を閲覧し、氏名や住所を書き写す自衛隊側の手間はかかりますが、住民の基本個人情報について、慎重な取り扱いが求められる自治体側の対応として理解しなければいけないというふうに考えています。

これらを含めれば、自衛隊は9割の市区町村から個人情報の提供を受けており、首相の協力拒否は、事実上、歪曲していると考えますが、町長の所見を伺います。

養老町においては、毎年、新年度予算案、歳入で、国庫支出金の総務費委託金で1万5,000円計上されており、広報「ようろう」3月号7ページ中段で、自衛官など募集案内が大きく紙面化されています。

全国で情報提供する市区町村は、昨年11月末時点で、紙媒体が618、そのうちシール提供は4自治体、電子媒体での提供は14自治体であることを防衛省が明らかにしています。自治体が自分の個人情報を知らないまま勝手に提供しないでほしいと、個人情報の利用停止請求も受理されています。この質問での今後の町の対応を、再度伺っておきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 御答弁の前に、確認事項でございしますが、議員おっしゃるとおりでございます。

それでは、再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私の所見ということでございますけれども、議員がおっしゃられるとおり、自治体側が紙や電子媒体で名簿を提供した市町村は、2017年度、36%であることが報道されております。

自衛隊法施行令には、防衛大臣は市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができると規定をされております。名簿を提出することは、法令上の義務ではないとの見解から、本町におきましては、紙媒体や電子媒体の提供は行わず、住民基本台帳法に基づき、募集対象者のみを抽出した住民基本台帳の一部の写しの閲覧のみを認めておりますが、この対応は自衛隊法施行令の規定に基づき、国に対し協力しているという認識でございます。

また、今後につきましても、募集対象者のみを抽出した住民基本台帳の一部の写しの閲覧のみを認めていく方針で対応してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 自衛隊が自治体に情報提供を求める根拠として、先ほど町長も答弁で申されましたように、自衛隊法施行令120条があります。当時の石破防衛長官は、自衛隊の依頼に応える義務はない。当時の中谷防衛長官も実施し得る可能な範囲での協力をお願いしていると答弁しています。現岩屋防衛長官は、義務化と言われれば、当然に遂行していただけるものだと考えた上で、丁寧をお願いをしていると述べています。

養老町の18歳と22歳の募集対象者を抽出し閲覧する対応は最大限の協力であり、これ以上の紙媒体や電子媒体での提供は個人のプライバシーへの重大な侵害です。対象者やその保護者への同意も得ず、議会や町民に何も知らされないのは、人権擁護のまちづくりを推進している養老町の取り組みに反すると思います。

先ほど町長が、紙媒体や電子媒体は考えないという答弁でしたので、最大限、今の現状での協力というふうをお願いをしておきたいというふうに思います。

人権擁護のまちづくりの関係で答弁いただける点があれば、ぜひ伺いしておきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 先ほども御回答いたしましたとおり、本町におきましては、紙媒体や電子媒体での提供は、法令上の義務ではないとの見解から、住民基本台帳法に基づいて、募集対象者のみを抽出した住民基本台帳の一部の写しの閲覧ということで認めていきたいというふうに思っております。

自衛隊員の募集への自治体の協力につきましては、自衛隊法に基づくものでございます。自治体において事務の一部を担う法的受託事務として規定されておりますので、住

民基本台帳法に基づき台帳の閲覧が認められております。紙媒体や電子媒体での提供は、人権擁護の観点から、本町においては必要最小限の閲覧にとどめております。

今後も、閲覧の際には、個人情報保護の観点から、利用の範囲や利用後の情報の取り扱い等について、しっかりと検証を行い、対応をしてまいりたいと存じますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

○13番（水谷久美子君） 以上、終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、13番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開は13時といたします。

（午前11時44分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩を解き再開をいたします。

次に、2番 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） 議長より指名をいただきました。

今回は3つの項目について質問を行います。

まず1つ目、高齢者のフレイル対策についての質問を行います。

フレイルとは、一言で表現すると、高齢者の虚弱という意味です。平成27年から厚生労働省においてもフレイルという考え方に着目し、研究、検討が重ねられ、昨年6月、高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインが出されています。このガイドラインの中でもフレイル対策の重要性が述べられています。人生100年時代を見据える中で、健康寿命の延長は重要な課題です。

先日、視察に行った各務原市のある地区の社会福祉協議会では、フレイル対策のためのフレイルチェックというものを実施して、既に一定の成果が出始めているとフレイル対策の効果を述べられていました。また、同時に自治体として取り組むことの必要性についても言及されました。

お聞きします。

高度高齢化時代を迎えつつある養老町において、自治体としてフレイル対策に取り組んでいる事例があればお知らせください。同時に、新しい考え方であり、厚生労働省も注目しているフレイル対策を自治体としていち早く導入し、町内の全ての高齢者の健康寿命を延ばす取り組みを提案します。見解を求めます。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、ただいまの岩永議員の御質問に回答させていただきます。

加齢とともに筋力や認知機能等、心身の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなるフレイル、先ほど議員が申されましたけれども、高齢者の衰弱対策につきましては、これまでの研究の成果から、人間の虚弱は身体的虚弱

のみならず精神的虚弱や社会的虚弱が複雑に絡んでいることが見えてきており、健康長寿のために必要なポイントとしては、1つ目に栄養、食、口腔機能、2番目に身体活動、運動であるとか社会活動等、3点目に社会参加、就労、余暇活動、ボランティア、これら3つの柱が掲げられております。

当町でのフレイル対策につきましては、平成29年度から新たにスタートいたしました介護予防・日常生活支援総合事業に定める一般介護予防事業の中で、「まると介護予防教室」を通じて実践しております。

この教室では、全8回になるわけなんですけれども、1回2時間程度で行い、前半の1時間につきましては脳トレ活動ですね、計算であるとか、音読、書写、簡単なレクリエーション、これを保健師等が担当して行い、後半につきましては講師による講義が1時間という、そういった配分でやっております。

こちらの内容といたしましては、1回目が認知症の正しい知識と予防方法の講座、2回目が転倒予防のための運動、3回目が栄養に関する基礎知識、低栄養にならないための食生活や簡単な調理方法、4回目がさまざまな楽器に触れ、演奏や歌を通じ音楽を楽しむながら認知機能の向上、5回目が腰痛・膝痛予防のための運動、6回目が創作活動としての園芸で土や植物に触れながら寄せ植え体験、7回目が口腔ケアの重要性や口の筋肉を鍛える体操、8回目が身体を動かしながらの脳トレという形で実施しております。

また、出前講座におきましては「知らず知らず体が弱っていませんか？高齢者の虚弱に注意しましょう」という、こういったパンフレットを使用しまして、フレイルとはどのようなものであるか、また原因・予防・改善の講義や体重の減少、疲れやすさ、筋力低下、歩行速度、身体の活動量などの簡易なフレイルチェックを行っているところでございます。

では、2点目の町主導による定期的なフレイルチェックということでございますけれども、今申しましたように、出前講座等でこういったパンフレットを使ってやっておりますし、新年度におきましては新たな認知症対策といたしまして、一般介護予防事業の中で、町内の老人会や地域のサロン代表者等を対象に、地域で認知症予防のためのコグニサイズ、このコグニサイズというのはストレッチと筋力トレーニング等の準備運動、歩行を中心とした有酸素運動、それから目標設定や振り返りができる健康行動講座、二重課題や学習課題を取り入れた脳賦活運動の4つのプログラム、これらコグニサイズを普及できるよう指導方法を含めた内容で脳活リーダーの養成を行い、住民が主体となって認知症予防の活動ができる形を築きたいと考えております。

その中でフレイル予防の内容も同時に盛り込み、年に1回程度、地域のサロンにおいて、東京大学高齢社会総合研究機構が作成しました親指と人さし指で指輪っかをつくって、ふくらはぎの筋肉量を測定する「指輪っかテスト」、あるいは食習慣、口腔機能、運動、社会性や心に関する生活習慣を11項目の簡単な質問票を用いて確認する「イレブ

ン・チェック」を実施することにより、健康の総合チェックを行ってまいりたいと考えております。以上です。

〔２番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○２番（岩永義仁君） 養老町でも一部取り組みが始まっているのと、あと新年度以降取り組みもうという姿勢があるという答弁をいただきましたが、まだ、恐らく全町民というか、全高齢者を包括しているような内容にはなっていないんじゃないかなというように感じております。

健康寿命を延ばすためには、単一的な取り組みではなく、複合的な取り組みが必要です。これは厚生労働省を初め、各地の医療研究機関からの報告、提案でもわかります。

他市町の様子や、近隣自治体が始めるのを待つというようなことではなく、養老町がまず先に実践する、少しでも早く取り組みをスタートさせることで、どこの自治体よりも高い効果を上げるといった姿勢で、高度高齢化時代を乗り越えていきたいと考えるので、今回提案をさせていただきました。これこそ、元号にもなった老いを養う「養老」の地名にふさわしい取り組みとなるはずです。ぜひ積極的な実践を望みます。

次の質問に移ります。

間もなく４年に１度の統一地方選挙を迎えます。私の２期８年の議員としての活動を通じて、養老の未来をつくるための政策提案を行います。

まずは公共交通網の整備について提案をします。キーワードは、ターミナル構想です。これは、私が約４年前の町長選挙に出馬したときもその一端を発表しましたが、養老町と他市町との境にバスターミナルを設置し、ここに他市町にも協力をお願いし、それぞれが持っているコミュニティバス等を持ち入れてもらうというものです。ターミナルと言っても、現在ある商業施設の駐車場の一角をお借りしたり、簡易なバス停を設置するだけで十分機能を果たすことが可能です。

このターミナル構想が実現すれば、運転免許を返納した高齢者等の移動困難者のきめ細かい行き先用の足として機能させることや、観光客の広域的な周遊型観光の移動手段として活用すること、さらに自治体所有のコミュニティバス等を持ち継ぐことで、養老鉄道以外の駅や新幹線の羽島駅へ行くといったことも可能になります。どちらも現在の養老町にはないものであり、今後必要となるものです。

次に、都市計画の線引きを提案します。この線引きとは、工業団地や住宅地、農業用地といったエリア指定を行う都市計画図を作成することです。養老町では過去に作成に取り組んだことがあると聞いておりますが、合併問題の折に頓挫したということを知り及んでおります。

都市計画の策定を行うことで、町が進めている企業誘致の際にも、スムーズな農地から商工業用地への転用手続きが可能となります。中断している都市計画の作成をすぐにで

も再スタートさせてください。

次に、交流人口の確保です。一口に交流人口の確保と言っても多岐にわたるので、今回は、具体的な一例を挙げて提案をします。

養老女子商業高等学校の跡地利用です。町でも昨年度から検討委員会をつくり、検討をされているという話も聞いていますが、今のところ具体的な利活用方法が見出せていないとも聞いております。やはりこの跡地には、職業特化型の専門学校等の誘致を強力に行う必要があります。

私が8年前、最初に立候補した当時は、まだ就職難の時代でした。しかし、数年後には人材不足になるだろうことを危惧し、町としての対策の必要性を主張していました。現在に至り、やはり就職先がないと言われていた状況から一転して、働き手がいらないという人材不足の時代がやってきました。先ほど企業誘致の話をしました。企業誘致のためには同時に労働力となる人材の確保が必要となります。

養老女子商業跡地に職業専門学校の誘致ができれば、企業誘致において、他の市町に対して大きなアドバンテージをつくれることになります。

まだまだ提案はたくさんありますが、今回は養老の未来をつくるため最低限必要となる、以上の3点について提案をさせていただきます。それぞれ見解を求めます。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） ただいまの岩永議員の御質問に関しまして、私からは各種計画の実務的な内容に関しますところでございますので、1点目と2点目につきまして御回答を申し上げます。

まず、1点目の公共交通網の再編成についてでございます。当町におきましては、平成30年、31年度にかけまして、地域公共交通網形成計画を策定いたします。養老鉄道を交通網の中心といたしまして、オンデマンドバスの乗車率の向上や予約方法の見直しなど、利用者の利便性を図るように協議しているところでございます。

公共交通網の再編成につきましては、県の地域公共交通協議会などでも広域的な見地で協議されておりますが、当町におきましても、必要に応じ関係市町、関係機関と慎重に協議してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の都市計画の各エリアの線引きについてでございます。当町におきましては、農業振興地域が多く存在しておりまして、無秩序な都市化が進んでいないということから、都市計画の線引きは行われていない現状でございます。

今後、先般開通いたしました養老インターチェンジ、養老サービスエリアスマートインターチェンジにより、交通の利便性が格段に向上すると予想しております。立地特性やポテンシャルを生かした産業拠点の確保や新規産業立地の誘導が行われるものと存じます。これらのことを踏まえまして、今年度から改定作業をしております養老町都市計画マスタープランでは、当町の都市計画のあり方や区域区分の方針などについて十分な

検討を行い、集約型の都市構造の形成を目指し、協議をしてまいりたいと存じます。私からは以上でございます。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 私のほうからは、３点目の御提案についての御回答といえますか、見解を申し上げたいというふうに思います。

旧大垣養老高等学校養老校舎につきましては、本来は県所有の施設でございますが、地元の意向を優先にという県の方針もあり、本町で跡地利用検討委員会を設置して議論をしているところでございます。

この検討委員会のメンバーは、地元高田地区の区長会、町商工会の会長、スポーツ連盟の専務理事、町教育委員、西美濃農業協同組合養老中支店長、養老郡PTA連合会会長、旧養老女子商業高等学校卒業生の代表、町民公募委員、また町議会からも議長、総務民生委員長に御出席をいただいて議論を重ねているところでございます。町民の方からのアイデアを踏まえ、この検討委員会で意見を集約し、活用の提案もいただいております。

文部科学省が示す分類に整理すると、オフィス・工場など、それから児童・高齢者などのための福祉施設、それからアート創造拠点などの文化施設、体験学習施設・宿泊施設など、それから大学・専門学校などの教育施設、物産・物販販売、それから加工施設などがあり、委員会の中の意見では駐車場やドローンの研究施設、スクールデパートといった御意見もございました。

また、企業誘致の関係では県内の健康食品製造会社から話があり、調査をいたしました。が、県との協議の中で、民間への貸与というのは現段階では考えていないとの御返事をいただいております。

議員御提案の職業特化型の専門学校の誘致についてでございますが、現在、本町が行っている企業誘致活動に当たって、どの企業も人材不足の悩みを抱えていることは十分に認識しており、地元からの人材確保を見込むことができれば、町といたしましても企業誘致の際のセールスポイントとしてPRできる大きな材料になると考えます。

最終的には県が判断されることとなりますが、交流人口の拡大や産業及び地域の活性化につながるような利活用について、本町としても岐阜県に何らかの御提案ができるような意見を取りまとめ、提言してまいりたいと考えております。よろしく御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔２番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○２番（岩永義仁君） 大体皆さんが想定されているであろう答弁でしたね。

一つ一つ突っ込んでの再質問はしません。なぜなら、今回私が提案した政策はできるとかできないとかいう話ではなく、このままでは消滅してしまうと言われているこの町

を未来に残すために実現しなければならない政策だからです。

人口問題研究所ですかね、こちらの最新の統計では、養老町は今から二十数年ほどで人口が1万5,000人ほどにまで減少するという大変厳しいデータが出ています。もちろん減るのは養老町だけではなく、周辺の自治体も大幅に減少していきます。それだけ人口が減った中で、鉄道やバス、タクシー、大型小売店舗といった既存の商業ベースの公的サービス業が採算度外視で経営をやり続けてくれるなら話は別ですが、そんな都合のよい考えはできません。企業誘致もしかりです。

これからは我々の町の存続をかけた厳しい闘いが始まるのです。ばらばらな政策実施ではなく、一体的なまちづくりが必要となります。養老の未来のために、今、何が必要なのか、まずこのことを常に念頭に置いて町行政を執行していってください。我々議会もそうですが、町執行幹部の皆さんの取り組み方で町は必ず救えます。

3つ目の質問に入ります。

新元号への対応について。今上天皇が退位され、新たに皇太子様が即位されることに伴い、5月1日の即位の日から元号も平成から新しいものにかかわることが発表されています。年度途中での改元ということで、役場内のシステムや書類等の各部門においての対応状況をお伺いします。

次に、現在、役場においては主に和暦を表記に使用していますが、括弧等で西暦を併記することで事務的な効率を上げるといった考えがあるかないかお答えください。

以上の2点について答弁を求めます。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは、ただいまの岩永議員の御質問に対しまして、1点目、事務手続上の準備に関しまして回答を申し上げます。

天皇の即位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）に基づく皇位の継承に伴いまして、5月1日に改元が行われることを踏まえ、各団体におきましては、国民生活に支障が生ずることがないように新元号への円滑な移行に向けた所要の対応が政府から求められているところでございます。

本町におきましても、改元に伴う基幹系システムにつきましては庁舎内で議論をし、システム・ベンダー等と協議を重ねながらシステム改修を実施し、現在対応しているところでございます。

また、先般、総務省より、改元に伴う情報システム改修等への今後の対応について政府の方針が示されたところではございますが、当町におきましても収受文書や届け出、申請用紙、または公文書等、改元に伴う事務手続における所要の対応が当然にして必要となってまいります。

新元号への対応につきまして、庁舎内のみならず住民等外部へ多大なる影響が及ぶことも考慮しまして、住民の生活に支障が生じることがないように、先般の部長会議にて改

元に伴う公文書等の取り扱いについて通知を行い、統一見解をもって周知徹底を図ったところでございます。

2点目の和暦と西暦の併記導入の考えはないかという御質問についてでございます。

当町の公文書規程では元号改定に関する特別な規定はございませんが、公文書等日付の表記につきましては、住民の皆様に混乱を来すことがないよう適格なる所要の対応が必要となってまいります。

和暦と西暦の併記導入につきましては、総務省からの改元に伴う情報システム改修等への今後の対応についての政府の方針に基づきまして、当町におきましては、新元号発表前に町から発送する文書について、また新元号となる5月1日より前の日からその日同日以後の日までの期間を記載する必要がある公文書等につきましては、新元号発表にかかわらず併記表記するということといたしまして、あくまでも政府の方針に準じ、対応してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） 新元号への移行は事前にわかっていることですので、事務手続等で住民に迷惑がかかることがないように、万全の準備で臨んでいただくよう指摘をさせていただきます。

町名が元号になった町の住民の一人として、和暦は大好きであり、今後も利用していくことに大賛成です。しかし、国際化の中にあって和暦と西暦を併記するというのは、導入を検討するのに十分な利便的価値があると考えます。この改元をきっかけと考え、和暦、西暦の併記についての継続的な利用について、これを導入に向けた議論と準備を始めていただきたいということを提案し、今回の私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（大橋三男君） 以上で、2番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

これで、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日は、あす3月20日水曜日午前9時30分より再開をいたします。本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後1時28分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年 3 月19日

議 長 大 橋 三 男

議 員 三 田 正 敏

議 員 吉 田 太 郎

